

1 男女が尊重しあう意識改革を進める（意識啓発の継続）

1 男女共同参画に対する理解の促進

(1) 啓発活動の推進

報告書：5ページ 計画書：9ページ

【質問 1】

男女共同参画週間という形でのイベントは企画しないのですか。その期間に、パネル展示のポスタージャックや年代層ごとのワークショップを行うなど、集中啓発活動の取組はいかがでしょうか。

【回答】（協働推進課）

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」（毎年6月23日から6月29日までの1週間）を設け、この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が全国的に実施されています。

また、愛知県においても、毎年10月を男女共同参画月間と定めており各種イベント等を実施する中で啓発に取り組んでおり、市内公共施設にそのイベント等の周知のためチラシを設置しています。

岩倉市においても、今後男女共同参画週間や愛知県の男女共同参画月間の折にポスター展示等の啓発が行えるよう今後検討していきます。

【質問 2】

危機管理課（DV防止）、福祉課（虐待）とともに、積極的な取組を何年かに一度は行ってほしい。

【回答】（協働推進課）

DV、虐待担当である福祉課において、その防止を目的とした啓発物品の配布等を行っていることは承知しております。その広報の仕方を含め、男女共同参画担当課としても何か関わることができるよう今後研究します。

【回答】（福祉課） 1-3-(3)

11月の「児童虐待防止推進月間」に様々な広報・啓発を実施するため協働推進課とも連携し、地域全体での理解と関心を深める活動を検討していきたいと考えています。

【質問 3】

図書館を利用した情報発信が見られないのですが、時代遅れでしょうか？

【回答】（協働推進課）

図書館には、「岩倉市男女共同参画基本計画」を設置しておりますが、特別な情報発信はしていません。今後担当部署と調整し、情報発信を行う手段の一つとして有効な方法を検討します。

【回答】（生涯学習課） 1-2-(1)

図書館では「岩倉市男女共同参画基本計画書」を書架に配置しておりますが、その他の特別な取組は行っていません。今後、男女共同参画週間にテーマ展示を行うなどの積極的な情報発信について検討していきたい。

【質問 4】

協働推進課が人権尊重（例えばトランスジェンダー）啓発リーフレットを作成、発行し、市内学校（一つの学年）に配布という取り組みはありませんか。

【回答】（協働推進課）

毎年、人権擁護委員により市内小学校において人権教室を実施し、様々なテーマで人権について考えを深める機会を設けており、現在は協働推進課でリーフレットの作成等は行っていません。今後の検討課題とします。

【質問 5】

課題に「情報提供ができていない」とあるが、是正するために今後どのような方法を考えてみえるか？また、「今後の取組」に「市職員に対する啓発も必要である」とあるが、どのように啓発される予定か？

【回答】（協働推進課）

現在は、広報紙に「男女共同参画コーナー」を設け、男女共同参画に関する行事や取組について、全庁的な情報を協働推進課で取りまとめた上で掲載しています。

市職員に対する啓発としては、庁内情報管理システムを利用し、男女共同参画に関する行事や取組についての情報を発信しています。また、今年度からは、あいち男女共同参画財団から提供される啓発パネルを市役所2階の市民ギャラリーに展示し、市職員や市民に対してのPRとして活用しています。

(2) 学校教育を通じた男女共同参画社会への理解

報告書：5ページ 計画書：9ページ

【質問 1】

保護者に対する男女平等教育の働きかけはどのようにしていますか。（例えば、人権に関する講演会に保護者も参加や学年通信などを利用。）

【回答】（学校教育課）

男女平等教育は、児童生徒の保護者といった学校教育の枠だけに捉われるのではなく、市全体で取り組む必要があると考えています。今後も担当部署と連携を図っていきたいと考えています。

【質問 2】

ほかの市町で、子どもたちの「男女共同参画川柳」の作品を見せてもらいました。子供目線で「なるほど」と思う作品もあり、おもしろいと思いました。人権ポスターや標語は夏休みの課題などでこれまでずっと実施されていますが、何か新しい観点での教育活動を行っていますか。

【回答】（学校教育課）

人権ポスターや標語の事業は、法務局による作品コンクールとして学校が児童生徒の応募作品を取りまとめている活動です。人権教育に関する新たな活動についても今後、協力して進めたいと考えています。

2 男女共同参画社会に向けた市民活動への支援

(1) 生涯を通じた学習機会の提供

報告書：6ページ 計画書：11ページ

【質問 1】

昨年取組で、H30からマタニティ&キッズコンサートの回数を1から2回に増やす、とのことでしたが、どこに記されていますか。

【回答】（生涯学習課）

マタニティ&キッズコンサートについては、平成29年度までは年1回の実施であったところ、平成30年度からは年2回実施します。今回の進捗状況報告書は、前年度（平成29年度）の実績をもとに作成していますので、実施回数を年2回に増やしたことは記載していません。

(2) 地域における市民活動への支援

報告書：7ページ 計画書：11ページ

【質問 1】

「まちづくりネットワーク」のマッチング件数が3件とあります。  
この数字は少ないように思いますがいかがでしょう。

【回答】（協働推進課）

マッチング件数の実績としては、平成27年度13件、平成28年度10件、平成29年度3件と減少しております。

マッチング件数の増加は市民活動の活性化につながると考えていますので、今後も広報紙やホームページ、情報誌かわらばんなどで周知をしていきたいと考えています。その一方で、過去にマッチングした団体と個人が、それ以降はまちづくりネットワークを介することなく、連絡を取り合って継続的に協働しているというケースも把握しています。数字に表れない部分で、そういったネットワークが作られていくことも大きな成果であると捉えています。

3 女性・子ども・高齢者等に対する暴力の根絶

(2) 女性に対する暴力の根絶

報告書：8ページ 計画書：13ページ

【質問 1】

課題で「人事異動の…」以下の文について一昨年の回答に「十分な認識になるよう働きかけを行いながらDV支援にあたっていく必要がある」となっていますが、やはり、今年度も課題になっており、人事異動がネックですか。

【回答】（福祉課）

DV支援において、ケース管理は課として行っており、必要な部署との連携も行っています。ただ対人関係の面では、人事異動に伴い関係性の再構築が必要となりますが、ケースとして必要な情報は共有されており、継続支援ができていていると考えています。

【質問 2】

家庭内ではないが、（例えば、高校生対象の）デートDVに関する取り組みは行っていませんか。

【回答】（福祉課）

国や県、警察においてDVに関する啓発活動を行っています。愛知県においては相談窓口をまとめたカードの発行も行っています。市においても相談を受けた場合は、話を伺ったうえでしかるべき機関を紹介していきます。

【回答】（生涯学習課）

デートDVに関する取組は行っていませんが、そうした事案が発生した際は、青少年問題協議会や同専門委員会を通じて関係団体と情報を共有していきます。

(3) 児童虐待の防止・早期発見

報告書：8ページ 計画書：13ページ

【質問 1】

10月8日中日新聞一面に「虐待サイン児相止まり：3歳女兒が重傷」という結果になってしまいました。児相の対応の悪さ（限界）によるものとはいえ、このような結果に、今後、市はどのように対応していきますか。

【回答】（福祉課）

児相とは引き続きケース共有、連携を強化していきます。また、毎月定例で開催しています「要保護児童対策地域協議会」実務者会議へ警察も参加することとなり幅広い分野での連携を図っていくこととしています。

4 人権の尊重

(1) 人権に関する教育・啓発の推進

報告書：9ページ 計画書：15ページ

【質問 1】

市民相談室は、これまで実施されているが、人権に特化した「男女平等推進苦情処理委員会」などの取組は行わないのですか。

【回答】（協働推進課）

毎月第2金曜日の午後1時～4時まで、人権相談を実施しています。相談員は人権擁護委員が務めています。平成29年度の実績は4件でした。

他市には「男女平等推進苦情処理委員会」が条例等に基づき設置されているところもあり、男女平等に関する施策の苦情についての対応し問題の迅速な解決を図っていることは承知しています。岩倉市ではこのような取組を行うことは現在考えておらず、現在の市民相談室や担当課において、男女平等施策に関する相談や苦情等に対応していきます。

【質問 2】

人権擁護委員さんによるスマホ安全教室などは開催されていないのですか。

【回答】（市民窓口課）

人権擁護委員によるスマホ安全教室は開催されていませんが、人権啓発活動重点目標の17の目標の1つとして「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」と定め、人権侵害の普及啓発に努めています。

【質問 3】

障害者に対する優生保護法による強制避妊の実態についてどの程度把握していますか。

【回答】（福祉課）

岩倉市においては、実態把握をしておりません。

【質問 4】

社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数について、現状値2017年度4,923人は多いのでは。（他のデータと比べ、異常に増加している。）

【回答】（福祉課）

社会福祉協議会に尋ねたところ、平成30年4月1日時点での登録数は4,924人ですが、うち老人クラブの人数が多く約2,800人となっています。毎年各団体宛に人数確認の依頼をし、回答を得ています。

【質問 5】

介護サービスを行う際にセクハラ行為を受けたという事案は発生していませんか。

また、介護する側の暴力事件も発生しているか。

【回答】（長寿介護課）

市内介護事業所より、介護サービスを行う際にセクハラ行為を受けたという報告は現在ありませんが、全国的にそのような事案が発生しているということは聞いているため、実態及び対策等について国の動向等に注視していきたいと考えます。また、市内介護事業所による暴力事件についても現在報告等はありません。

【質問 6】

若年性認知症に対する理解のどのような取り組みを行っていますか。

【回答】（長寿介護課）

市広報への掲載による周知や公共施設へのパンフレット等の配布を行っています。

【質問 7】

課題はないようですが、なぜ「いじめ」がなくなるのでしょうか。

【回答】（学校教育課）

いじめは学校教育のみならず社会全体の課題であると考えます。本市では、児童生徒が自己肯定感や役立ち感を感じることで、他者を大切にする気持ちを育むことのできる教育活動や学校づくりに取り組んでいます。いじめや他の子どもの権利が侵されるところを見かけたときは、勇気を持って、見て見ぬふりをしないようにできるような児童生徒の育成のため、今後も人権教育や道徳教育に努め、いじめの未然防止、早期発見に取り組んでいきます。

【質問 8】

「人権に関する」となっていますが、より具体的に性的指向や性同一障害に関してはどのようなことを行っていますか。

【回答】（学校教育課）

人権教育活動では、具体的な内容を取り上げるのではなく、自分を大切にすること、仲間を大切にすること、どんな人も大切にすることについて、「岩倉市子ども人権合言葉」の作成等、児童生徒が主体的に学べる活動を行っています。

【質問 9】

メディアリテラシーと育成についてどのように取り組んでいますか。

【回答】（学校教育課）

情報モラル教育を発達段階に応じたカリキュラムで実施しています。

【回答】（協働推進課） 1-4-(4)

現時点では、一般市民向けにメディアリテラシーについて啓発活動には取り組んでいません。

【回答】（市民窓口課） 1-4-(4)

人権啓発活動重点目標により総合的な人権啓発に取り組んでいます。

【回答】（生涯学習課） 1-4-(4)

メディアリテラシーについての取組は行っていません。しかしながら、メディアから膨大な量の情報が発信される現代において、情報をうのみにせず主体的に読み解く能力を育てていくことは、特にこれからの時代を生きる青少年にとって重要だと考えています。今後も青少年問題協議会や同専門委員会を開催し、その中で関係団体の意見も聞きながら、メディアリテラシーについて考えていきたいと思えます。

【質問 10】

就園前の乳幼児の保護者に対してどのような啓発を行っていますか。

【回答】（子育て支援課）

広報において1月20日の子どもの権利の日及び相談窓口の周知を行っています。また、子育て支援センターにおいて子育て講演会を実施して啓発を行っています。

(3) 国際理解と国際交流の推進

報告書：12ページ 計画書：15ページ

【質問 1】

ALTが市内小中学校を順次回っているが、他市町ではネイティブALTが中学校に常駐しているところもある。岩倉市の生徒にとって残念なことではないか。

【回答】（協働推進課）

小中学校にALTが常駐することで、児童生徒は接する機会が増え、国際理解や多文化交流に対する理解が進んだり、外国語に対する苦手意識も少なくなると考えますが、現在は年間行事予定を組み、小中学校、児童館、保育園、子育て支援センターなどを計画的に訪問し授業等を実施していません。新しい国際交流員を本年度採用したこともあり、できるだけ多くの時間を学校等で取れるよう担当課として配慮しています。小中学校等からの要望があればできるだけ対応したいと考えます。

【回答】（学校教育課）

小学校での外国語活動については、講師が互いに情報交換しながら教育技術の継承等、指導力の向上に努めており、継続的な取組により児童の英語活動への関心を高めることができています。また、国際理解と国際交流の推進にあたっては、本市の国際交流協会や国際交流員と連携した活動に取り組んでいます。ネイティブのALTの常駐については、今後の研究課題とします。

(4) 人権を尊重した表現の推進

報告書：14ページ 計画書：15ページ

【質問 1】

ほかの市町で、子どもたちの「男女共同参画川柳」の作品を見せてもらいました。子供目線で「なるほど」と思う作品もあり、おもしろいと思いました。人権ポスターや標語は夏休みの課題などでこれまでずっと実施されていますが、何か新しい観点での教育活動を行っていますか。

【回答】（市民窓口課）

愛知県人権擁護委員連合会や名古屋法務局が主催する人権を理解する作品コンクールにおいてポスター、書道、標語を募集していますが、その他の取組は特にありません。

【質問 2】

保護者に対する男女平等教育の働きかけはどのようにしていますか。（例えば、人権に関する講演会に保護者も参加や学年通信などを利用。）

【回答】（生涯学習課）

丹葉地区で開催される人権教育指導者研修会に、市内の各小中学校PTAの保護者の方々に参加いただいています。各小中学校を通じて参加者を募り、平成29年度は22名の保護者の方々に参加いただきました。

2 多様な世帯の安心な暮らしを形成する（家庭生活環境づくり）

1 多様なニーズに対応した子育ての支援

(3) 子どもを守る地域環境の整備

報告書：19ページ 計画書：17ページ

【質問 1】

中1対象の自転車教室を行っているが、一般市民を対象とした自転車マナーの周知はどのように行っていますか。

【回答】（危機管理課）

市民を対象にした自転車マナーの周知は、江南警察署から提供していただいたチラシを窓口で配布して周知に努めています。今後につきましては、広報等による市民へのさらなる周知を検討していきたいと考えます。

【質問 2】

自転車の保険加入について、どのようになっていますか。

【回答】（危機管理課）

現在、特に取組等はありませんが、名古屋市では保険加入の義務に関して条例上で規定しているほか、努力義務を条例で規定している自治体もあります。本市における条例の制定につきましては、今後の県内での方向性を見ながら検討するとともに保険加入に関する周知を図っていきたいと考えます。

2 高齢者の暮らしの支援

(1) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

報告書：20ページ 計画書：20ページ

【質問 1】

生活支援給食サービスは実施されているが、軽度生活援助派遣サービスはどうですか。

【回答】（長寿介護課）

市ではシルバー人材センターへ委託をし、生活支援サービスとして総合事業の中で行っています。

(2) 高齢者を支える体制の充実と権利擁護

報告書：21ページ 計画書：20ページ

【質問 1】

岩倉のんぼりネットの利用の現状は、どのようですか。

【回答】（長寿介護課）

平成30年9月末の岩倉のんぼりネット利用登録者数は67 施設123 人であり、多職種による連携と情報共有の支援を図っています。

3 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

(4) 成人の健康づくりの支援

報告書：24ページ 計画書：21ページ

【質問 1】

J Aとの「協働」料理教室、水木会との「協働」ウォーキングの意味は「共同」「協同」あるいは「合同で行う」ではないですか。「働く」意味が必要ですか。

【回答】（健康課）

ここで使用している「協働」とは、市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政等が主体的・自発的に公共の利益の増進といった共通の目的を達成するために、相互の立場や特性を認め合い尊重しながら、それぞれが役割と責任を持ってその特徴や能力を発揮しつつ共に考え、行動することを意味しています。そのため、料理教室は事業者のJAと行政、市民との協働であり、ウォーキングは自主グループの水木会と行政、市民の協働になります。

【質問 2】

健康マイレージ優待カードについて、イベントに参加したり、自らの健康管理に気をつけたりと、とても有意義な事業だと思いますが、優待カードの点数を手に入れるのは公平なものでしょうか？その仕組みについておたずねします。（自己申告制？）

【回答】（健康課）

市民の健康づくりを応援するため、「いわくら健康マイレージ事業」を実施しています。「まいか（あいち健康づくり優待カード）」を取得するには、ポイントカードに①がん検診や特定健康診査等の健診の受診（1回1ポイント、自己申告で可）②運動をする、毎食野菜を食べる等の生活習慣ポイント（1日1ポイント、自己申告で可）③さくらの家や総合体育文化センター等の施設利用（1回1ポイント、スタンプ制）④市で行われるイベントや講座の参加（1回1ポイント、スタンプ制）のポイントを集め、30ポイントを集めたら保健センターで「まいか（優待カード）」に交換しています。

【質問 3】

成果指標名 4. 推進員活動が2017年度減少している理由はなんのでしょうか？

【回答】（健康課）

推進員活動が減少している理由として、2009年度以降に子育て支援センターが開設されて母子を対象にした教室等が充実したことにより、推進員活動での母子対象の事業が減少したこと、いきいきウォーキングの実施により、同じ曜日で実施していた下本町の定例ウォーキングの参加者がいきいきウォーキングへ移行し活動を中止したこと、南新町の定例体操教室の参加者が高齢化のため、地域包括支援センターが実施している介護予防教室へ移行したことなどが考えられます。

(5) 高齢者の健康・生きがいづくりの推進

報告書：25ページ 計画書：22ページ

【質問 1】

昨年の課題に「人気のない講座では定員を下回った」となり、今年度の課題も同じであるが、人気なくても、その講座は開かれ、人気がある講座には参加したくてもできない人がいる、という状況の打開できませんか。

【回答】（長寿介護課）

今後は人気のない講座は、広報等で周知し回数を減らし、人気がある講座は追加募集し実施するなど、講師と日時、場所等の調整できれば対応していきたいと考えています。

4 様々な家庭への支援体制の整備

(1) ひとり親家庭への支援の充実

報告書：29ページ 計画書：25ページ

【質問 1】

自立支援プログラムの面接8件に対し、策定1件になるのは、なぜですか。何か策定にいたるまでの条件があるのですか。

【回答】（子育て支援課）

自立支援プログラムを策定するには、市に申し込んでいただいた後に母子寡婦福祉連合会のキャリアアカウンセラーとの面談を行うこととしています。

面接の8件は申し込み時の母子父子自立支援員との面接のことです。そこで、ある程度の状況を聞き取り、求人チラシ等から情報を照会したりする場合もあり、自立支援プログラムを策定する前にそれらの紹介から自分で仕事を見つけたり、現在の仕事を続けることとした人たちもいるためです。

(2) 障害者の生活安定と自立支援

報告書：29ページ 計画書：25ページ

【質問 1】

p 30上から2行目 ×分割分担 ○役割分担

【回答】（福祉課）

「役割分担」に修正しました。



【質問 2】

障害者相談員 2 人ですが、障害には多種多様なケースがあり、障害者も高齢化し、その保護者も高齢化していくので相談員の人材不足が予想されませんか。そうしたマンパワーの育成、確保についてどのように取り組んでいますか。

【回答】（福祉課）

年々、相談内容も複雑となっています。現在は、専門的な資格を持った相談員2名については臨時職員から嘱託職員2名へと体制も変えました。また、専門相談員として正規の職員1名を設置しております。現在、毎週1回、グループ長・担当職員・相談員の4人で困難事例に対する報告・打ち合わせを行い支援に取り組んでおります。

【質問 3】

成年後見制度利用 0 人ですが、市長申し立てによるものなどはありませんでしたか。

【回答】（福祉課）

平成29年度は、市長申し立てによる制度の利用はありません。

【質問 4】

「地域生活支援拠点」を昨年は「29年度末」となっていますが、「32年度末」に延期になったのですか。

【回答】（福祉課）

地域生活支援拠点につきましては、国の指針により29年度末までに整備するようになっておりましたが、全国的に整備が進んでいない状況に鑑み、国より改めて32年度末までに整備することとされました。

3 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する（就業・雇用環境づくり）

1 多様な働き方の普及と就業能力の形成

(1) 雇用対策の充実、就業・生活支援

報告書：33ページ 計画書：27ページ

【質問 1】

大山寺の雇用促進住宅の居住者の現状は？あるいは利用状況は？どのようになっていますか。

【回答】（福祉課）

雇用促進住宅の管理・運営についての詳細は担当課でないので把握していませんが、離職して厳しい生活環境に置かれている市民への支援として、住居確保給付金制度を継続して行っています。

2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

(2) 女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援

報告書：35ページ 計画書：29ページ

【質問 1】

次の女性職員の割合は直近10年どのように推移していますか。(主査、副主幹、主幹、部長)

【回答】(秘書企画課)

当市における係長級、主幹級、部長級の女性職員数は以下のとおりです。平成28年度に職名の変更があったため、当該年度を境に人数が大きく変化しています。

平成20年 係長級：57名、主幹級：11名、部長級：0名

平成21年 係長級：52名、主幹級：11名、部長級：0名

平成22年 係長級：52名、主幹級：11名、部長級：0名

平成23年 係長級：46名、主幹級：13名、部長級：0名

平成24年 係長級：46名、主幹級：14名、部長級：0名

平成25年 係長級：45名、主幹級：13名、部長級：0名

平成26年 係長級：42名、主幹級：12名、部長級：0名

平成27年 係長級：42名、主幹級：10名、部長級：0名

平成28年 係長級：18名、主幹級：11名、部長級：0名

平成29年 係長級：17名、主幹級：11名、部長級：1名

平成30年 係長級：17名、主幹級：10名、部長級：1名

(各年基準日は4月1日です。)

【質問 2】

臨時職員、非常勤職員採用数の各部署、男女比の直近10年、どのように推移していますか。

【回答】(秘書企画課)

臨時職員、非常勤職員の男女別職員数は以下のとおりです。臨時職員や非常勤職員は職場間の移動が頻繁であるため、部署ごとの人数は把握しておりません。

平成20年 男性：43名、女性：196名

平成21年 男性：51名、女性：227名

平成22年 男性：63名、女性：264名

平成23年 男性：71名、女性：309名

平成24年 男性：70名、女性：339名

平成25年 男性：79名、女性：365名

平成26年 男性：75名、女性：346名

平成27年 男性：75名、女性：388名

平成28年 男性：72名、女性：376名

平成29年 男性：64名、女性：370名

平成30年 男性：60名、女性：409名

(各年基準日は4月1日です。)

3 仕事と家庭が両立できる環境の整備

(1) ワーク・ライフバランスの普及

報告書：36ページ 計画書：32ページ

【質問 1】

今年度秋期の生涯学習講座で「子育て親育ち」講座3、男女共同参画講座1があります。これらは実績の教養講座21、暮らしの講座38のどちらにカウントされていますか。

【回答】(生涯学習課)

どちらにもカウントされていません。

平成29年度に開催した生涯学習講座は合計で90講座ありますが、すべての講座はその内容によって、(1)教養講座、(2)シニア&熟年者の講座、(3)暮らしの講座、(4)こだわりの1DAY講座、(5)男女共同参画講座、(6)子育ての講座、(7)小・中学生の講座、(8)地域講座の8つに分類されています。「子育て親育ち」講座は(6)子育ての講座に、男女共同参画講座は(5)男女共同参画講座にそれぞれ分類され、カウントされています。

(2) 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進

報告書：38ページ 計画書：32ページ

【質問 1】

区長の女性割合は0でしたが、PTA会長、子供会会長の女性割合はどのようになっていますか。

【回答】（協働推進課）

PTA会長は小中学校合わせて7校中、1校（東小学校）が女性の会長で残り6校は男性の会長となっており、女性割合は14.3%となっています。

単位子ども会は27単位あり、会長は34人です。そのうち男性0人、女性34人となっており、女性割合は100%となっています。

(3) 両立を支える支援の充実

報告書：39ページ 計画書：32ページ

【質問 1】

依然として高い保育ニーズに対し、市としてはどのように対応するつもりですか。

【回答】（子育て支援課）

最近の保育を取り巻く状況としては、家庭の就労状況の変化により就労される母親が増加しているというだけでなく、核家族化などにより、子育てに対する不安から、0歳、1歳、2歳という早い時期から保育園に預けたいというニーズが高くなってきていると感じています。そういった状況のなかで、平成27年度の認定こども園等の開園により定員を80人（1・2歳児が74人分、0歳児が6人分）増やし、平成28年の小規模保育所の開園により0歳児を9人増やし、平成29年度は、公立保育園において1歳児クラスを2クラス、2歳児クラスを3クラス増やしました。平成30年度は、認定こども園で1・2歳児の定員を20人増加したことに加え、公立保育園では保育士を増員し、1歳児クラスを4クラス、2歳児クラスを1クラス増やすといった対応を行っています。

【質問 2】

かつては「子育てしやすいまち」といわれながら、最近の評判はそれほど聞かず、県下の他の若い市町が取り上げられるのは、PR不足ですか。何か原因があるのでしょうか。

【回答】（子育て支援課）

岩倉市の「子育てしやすいまち」としての特徴としては、公立保育園が7園と児童館が7館あり大変充実しているところが挙げられます。さらに、乳児保育や休日保育、放課後児童クラブ（学童保育）も他市に先駆けて開始してきたという歴史がありますが、現在ではほとんどの市町村において実施されており保育事業に差が無くなったことが要因であると考えます。しかし、最近でも、保育園送迎ステーションや病後児保育施設の設置、病児保育の市外施設の利用補助など新たな子育て施策を実施しておりますので、今後もより多くの保護者の方に利用していただけるように周知を図っていきます。

4 男女がともに参画する地域社会を形成する（地域活動環境づくり）

1 政策や方針決定の場への参画の促進

(3) 市職員の能力の活用と職場環境の整備

報告書：43ページ 計画書：35ページ

【質問 1】

職員の旧姓使用について承認していますか。

【回答】（秘書企画課）

岩倉市職員旧姓使用取扱要綱を定め、職員に対して使用を承認しています。

【質問 2】

職員の超過勤務の状況についてどのように把握していますか。各部署の超過勤務一覧などのデータをとっていますか。

【回答】（秘書企画課）

毎月給与支払いの際に各所属の時間外勤務命令簿を回収し、超過勤務の状況を把握しています。超過勤務の多い職員や所属の資料を作成し、庁議に提出をしています。

【質問 3】

庁内の「ノー残業デー」の徹底周知に対しどのようなことがなされていますか。

【回答】（秘書企画課）

毎週水曜日の就業時間後庁内放送にて呼びかけを行っています。

【質問 4】

有給休暇の取得についてどのように把握（データ化）していますか。

【回答】（秘書企画課）

年度末に各所属から休暇簿を回収し、取得した休暇の状況を確認しています。

【質問 5】

男性職員の家庭参加について、どのような周知方法をとっていますか。

【回答】（秘書企画課）

毎月19日の育児の日に合わせ、庁内の掲示板に新着情報として掲載することで意識啓発をしています。

2 地域社会への参画の推進

(2) 地域コミュニティ活動の充実・支援

報告書：45ページ 計画書：39ページ

【質問 1】

各小学校区での市長との意見交換会で、どのような課題が浮かび上がり、今後の取組がなされることになりましたか。

【回答】（協働推進課）

意見交換会では、高齢者の見守りのこと、公共施設等の改善・利活用提案（エアコン、トイレ、公園、デマンド、保育園定員、旧学校給食センター跡地など）、定住施策に関すること、などが話題となりました。

実現には時間のかかるものも多いですが、市長、副市長、全部長が出席し、意見内容の共有はできていますので、課題として共通認識を持ち、今後の施策に活かしていきます。

【質問 2】

校区による地域性や相違点は見られますか。

【回答】（協働推進課）

地域性が見られる意見としては以下のようなものがありました。

- ・岩倉南小学校区や曾野小学校区では新しく開通した北島藤島線の跨線橋に関する話題
- ・高齢者が多い岩倉東小区では高齢者の見守り活動に関する話題
- ・五条川小学校区では給食センター跡地や石仏駅東側の利用についての話題

一方で、保育園の定員や送迎ステーションのこと、小中学校のエアコンのこと、などは地域によらずご意見が出ていることが多くありました。

【質問 3】

いわくら福祉市民会議に区長や民生委員が出席することによって負担が増えないか。

【回答】（福祉課）

昨年度、現役区長には声をかけず策定を進めましたが、参加した市民からはやはり地域のことを検討するに当たり、区長なしでは進められないとの意見が多くありました。第2期計画がスタートした今年度は当初から現役区長に声をかけています。来年度以降、区長OBとなられたときに継続して関わり続けていただけるような関係性を築けるとよいと考えています。また、民生委員には、地域の内外への推進力や人脈があり、欠かせない人材として声をかけています。負担に感じられるときもあるかと思いますが、それ以上に地域福祉を推進していく重要性や楽しさを実感していただけるよう工夫していきます。

【質問 4】

また、会議での決定事項に取り組んでいく場合のマンパワーをどのように確保していくのでしょうか。

【回答】（福祉課）

会議では、校区ごとにグループワークを進め、実現性の出てきた事業は実際に取り組んでいくよう支援していきます。その過程で、地域で活躍する関係者や市の事業担当課の参加を得ながら、取組を進めていく必要があります。

3 地域ネットワークによる地域活動環境づくり

(3) 子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり

報告書：49ページ 計画書：41ページ

【質問 1】

利用者支援会議の出席者はどのような方々ですか。利用者の自由な発言の場ですか。

【回答】（健康課）

子育て家庭や妊産婦が、身近な場所で教育、保育、保健その他の子育て支援の情報提供や相談・助言等を実施する利用者支援事業に関係する子育て支援課と健康課の担当者が出席しています。子育て支援課は利用者支援専門員、指導保育士、健康課は、母子保健担当保健師が出席しています。担当者会議の中では、それぞれの課で行っている利用者支援事業の利用状況や内容の検討、情報交換を行っています。

【質問 2】

不登校生との卒業後のケアはどのように対応していますか。家庭からの相談がなければ、それまでですか。

【回答】（福祉課）

相談があればその都度対応しています。

【回答】（学校教育課）

不登校傾向にある生徒の卒業後については、在学中より学校、担任教師、カウンセラー、また福祉課等の関連機関が支援の在り方についてそれぞれ相談、助言を行っています。義務教育期間終了後の関係機関への引継ぎ等の連携方法について、引き続き検討していきます。

(4) 防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進

報告書：51ページ 計画書：41ページ

【質問 1】

地域防災計画において、災害時避難生活における性犯罪防止策やセクハラ対策についてのどのような予防策になっていますか。

【回答】（危機管理課）

地域防災計画において、男女のニーズの違いや、男女双方の視点等に配慮する必要があるため、避難所の運営における女性の参画について記載しております。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとしています。

【質問 2】

防災のみならず減災の取組状況についてお知らせください。

【回答】（危機管理課）

どこまでが防災でどこまでが減災という明確な区別は難しいと考えておりますし、防災と減災は同じ意味と考えております。そういった中、岩倉市では防災訓練の実施や備蓄物資、資機材の整備など様々な取組を行っています。

【質問 3】

各区の自主防災組織が互いに連携する会議等を行っていますか。

【回答】（危機管理課）

岩倉市自主防災会連絡協議会総会を開催し、その年の防災に関する行事や、緊急避難場所や避難所の確認、防災対策用備品等整備費補助金などの各種補助金の説明、避難行動要支援者名簿の取扱い等、災害時の対応を確認し連携できる体制づくりに努めています。また、各小学校で実施している地域合同防災訓練や岩倉市防災訓練の打合せにおいても議論をかさね、災害時の相互連携に努めています。

【質問 4】

福祉課、介護長寿課などと連携し、災害時要援護者台帳など情報を共有し住民や防災組織などの団体と連携を保つ取組は行われていますか。

【回答】（危機管理課）

岩倉市では、災害時要援護者名簿に替わる避難行動要支援者名簿を作成しています。この名簿に記載されている方の中で、事前提供の同意を得られた方は、平常時から自主防災会・民生委員等に名簿提供しています。また、自主防災組織、民生委員等が避難を支援する方、要支援者とその家族と一緒に作成している個別避難支援計画があります。これは、誰が、どのように支援するなどの情報を1枚の用紙に記載し、要支援者本人、その家族、自主防災会、民生委員、市などがそれぞれ所有し、災害時において要支援者一人ひとりの避難誘導、避難所での生活支援などを迅速かつ的確に実施するものです。

【質問 5】

自主防災組織と災害時の避難所開設運営さらには災害弱者に配慮した避難所運営の訓練などを行っていますか。

【回答】（危機管理課）

平成30年度の総合防災訓練や地域合同防災訓練において、岩倉市では初めて避難所設営・運営訓練を行っています。

この避難所設営・運営訓練の課題を次年度以降に反映させより良い訓練にしていきたいと考えています。災害弱者に配慮した避難所設置、運営の考え方を取り入れていく必要があると考えています。